

# 令和6年度事業計画

## 1 基本方針

- (1) 会員は希望する仕事を喜んでします。
- (2) 会員は町民が求める仕事を喜んでします。
- (3) 安全第一です。無理な仕事、危険な仕事はしません。
- (4) 営利を目的としませんが、適正な価格で仕事をします。

## 2 事業計画の重要施策

事務局主導型から会員参画型のシルバー人材センターを目指す過程として、次のことを行う。

- (1) 各職群の特徴に合わせ職群班の強化に取り組む。
- (2) 会員から選出された役員が、安全・適正就業、就業開拓など分野ごとに担当し、理事会の活性化(「考える理事会」、「行動する理事会」の実現)に取り組む。
- (3) 公益法人として、法令遵守(コンプライアンス)や組織内統制(ガバナンス)強化に取り組む。
- (4) 令和6年秋施行予定の「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(以下「フリーランス新法」という。)」への対応を計画的に進める。
- (5) 会員互助会と連携し、会員の参画意識の向上に取り組む。

## 3 各事業の事業計画

### (1) 安全事業

「安全はすべてに優先する」、「すべての災害は防ぐことができる」の考えの下、安全対策に取り組む。

#### ① 職群班の強化

職群班長会議を年2回開催し、各職群班の活動について情報交換し、職群班の強化を図る。必要に応じ、新たな職群班を設置する。

#### ② 安全教育の実施

事故が多発している刈払機及びチェーンソーを使用する会員に、安全就業基準の周知徹底を図るため安全講習会を実施する。また、新たに刈払機を使用する仕事に従事する会員には外部の「安全衛生教育」の受講を、チェーンソーを使用する仕事に従事する会員には外部の「特別教育」の受講を義務付ける。刈払機による損害賠償事故が多発したことから、引き続き、外部からの指導を含め、飛散事故防止の取り組みを強化する。

#### ③ 事故防止の取り組み

就業途上、就業中の事故を防止するため、次の取り組みを行う。

ア) 安全・適正就業委員会において、事故報告書、ヒヤリハット報告書により、原因と対策をまとめ、職群班長会議を通じて会員に周知、徹底する。

イ) 自動車運転事故が増加傾向にあるため、交通安全講習会を開催し、会員に安全運行を啓蒙する。また、派遣業務については、栃シ連の「シルバー派遣による運転業務に係る安全就業基準」を、請負業務については、センターの「シルバー所有の車両に関する安全運転基準」に基づき、安全運行を推進する。

ウ) 安全・適正就業委員と職員による安全パトロールを実施する。

#### ④ 健康診断とフレイル予防教室

会員に健康診断を受けることを勧奨し、受診確認を行う。また、年々高齢化する会員の健康維持・増進を図るため、フレイル予防教室を開催するほか、熱中症対策、認知症予防等の講習会を開催する。

#### ⑤ 安全・適正就業強化月間と安全講習会

安全・適正就業強化月間(7月)には、会員に安全対策を啓蒙する。また、安全講習会は、機械操作の取り扱いを主とし、安全対策・事故防止対策講習(視聴覚教育を含む。)を併せて実施する。

### (2) 適正就業事業

#### ① 就業相談会

会員の就業希望を叶える体制強化として就業相談会を設け、就業希望データをアップデートする。

#### ② シルバーサロンと情報提供

会員とセンター及び会員同士のコミュニケーションを深める場としてシルバーサロンを開催し、会員の声を事業運営に反映する。また、エイジレス80携帯ショートメッセージサービス(SMS)を活用した会員への情報提供を実施する。更に、フリーランス新法対応のためSmile to Smileによるデジタル化を推進する。

#### ③ 適正就業の周知

会員に適正就業の周知・浸透を図るため、入会時に、「シルバー人材センター就業ガイドライン」を説明する。発注者に対しては、新規契約締結時及び契約更新時に適正就業について説明し、信頼関係を構築する。

#### ④ 長期継続業務

長期継続業務について、就業相談会や就業期間満了時面談等で会員から出される意見・要望を精査し、必要な場合は「継続就業に関する取扱要綱」の見直しを図る。

### (3) 就業開拓・普及啓発活動

#### ① 家事援助サービス

ア) 社協等との連携の下、軽易な日常生活上の援助を行い、高齢者等の在宅での日常生活の支援を行う。

イ) 家事援助サービスの仕事の内容を精査し、社協、及び福祉事業所等と連携して、高齢者のニーズに応えられるサービスの向上を目指した研修会を開催する。

#### ② 就業開拓

ア) 担当役員及び事務局は、広く会員から就業開拓に関する情報の収集を行い、就業開拓に反映させる。また、会員は、就業開拓情報を入手した場合は速やかにセンターに情報提供を行う。

イ) 発注者を定期的に訪問し、サービス向上と信頼関係を醸成するためコミュニケーションの維持を図る。

- ウ) 会員が提案する独自事業に対して初期費用を助成し、その事業を育成する。編み物サークルによる作品の展示・販売の事業化を進める。また、令和6年4月から、「ぶらり野木町 歴史さんぽ塾」に変えて、「もう一度世界史”せきね塾」を開講する。
- エ) 発注者が満足するサービスの向上を目指して、会員による接遇・マナー及び技能向上のための研修会を開催する。
- オ) CSI アンケート調査を継続し、顧客ニーズの把握とサービスの向上に努める。
- カ) 入会説明会や就業相談会における就業希望を踏まえた就業先の開拓を推進する。

### ③ 普及啓発

- ア) 退会防止を図るため、入会から退会まで同一業務に就業する“単線型”から、加齢に応じて別の業務に転換・就業する“複線型”システムを検討する。また、互助会と連携して、就業以外の分野でも長く活動できる環境を整備する。
- イ) 野木町商工会の協力を得て、会員の優遇制度協力店を開拓する。
- ウ) リーフレットを活用し、普及啓発活動を行う。
- エ) イベント等への参加及び町広報誌への掲載、ホームページのこまめな更新など積極的な広報活動を行う。
- オ) 野木町公民館、老人福祉センター「ホープ館」等の公共施設やハローワークと連携した啓蒙活動を実施する。
- カ) 発注者に対して、パート、アルバイト従業員のシルバー入会への橋渡しを推進する。
- キ) シルバー事業普及啓発促進月間(10月)及び「シルバーの日」事業に取り組む。
- ク) 「会員による1人1会員入会運動」を継続して実施する。
- ケ) 「ホープ館」等の高齢者が出入りする場所での普及啓発活動を実施する。

### ④ 女性会員拡大

- ア) 女性会員より女性を対象とした入会説明会を開催するとともに、女性の集まりに参加し、入会説明を実施する。
- イ) 女性会員拡大のための各種企画を実施する。また、上部団体と連携しサークルの結成及び展示会を開催する。
- ウ) 家事援助サービス等、女性会員の活躍の場を増やすための方策を実施するとともに、女性会員が希望する仕事を就業開拓する。

### (4) 労働者派遣事業

- ① 就業開拓事業の一環として事業を推進する。
- ② 適正就業事業と連携して就業の適正化を図る。

### (5) 職業紹介事業

発注者からの求人申し込みに対し、臨時的・短期的就業又はその他軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に職業紹介事業を行う。

## (6) 事務局の体制強化

### ① 業務内容・分担の見直し

事務局内での業務内容・分担を見直し、業務の効率化と職員間のバックアップ体制を構築し、就業開拓業務、企画開発業務に軸足をおいた業務を遂行する。そのため、例えば、倉庫の施錠・開錠、清掃等のルーティンワークについては、会員を活用して業務を推進する。

### ② 業務の効率化と経営基盤強化

「シルバー人材センター等デジタル化整備促進事業」を有効活用して、業務の効率化と経営基盤の強化を推進する。デジタル環境の整備及び Smile to Smile や会員と仕事の的確なマッチング等業務効率化に資する各種システムを有効活用し、普及啓発、就業開拓を推進する。また、会員のスマホ・パソコンの利用促進を図り、事務局と会員、及び会員同士のコミュニケーションツールとしての活用を推進する。

### ③ フリーランス新法への対応

フリーランス新法に対応するため、国庫補助事業「デジタル化整備促進事業(Smile to Smile)」及び「フリーランス新法環境整備促進事業」を活用した就業条件の会員への明示義務やお客様と会員の契約締結を推進する。

### ④ 研修会への参加

事務局職員は、全シ協及び栃シ連等が行う会議及び研修会に参加し自己研鑽に努める。

### ⑤ 収支相償予算編成

公益法人として収支相償を確実にする予算を組み、適宜、進捗状況を確認する。

また、今後の固定資産の購入・更新の可否を検討の上、設備投資のあり方について必要な見直しを実施する。